

## 在職による年金の支給停止

- 老齢厚生年金を受給している方が、短時間労働者として被保険者になった場合などに、年金の一部または全部が支給停止となることがあります。（在職支給停止）

### 平成 29 年 3 月 31 日以前からお勤めの障害者または長期加入者の 特例措置対象者への経過措置について

- 老齢厚生年金を受給している 65 歳未満の方のうち、障害者※<sup>1</sup>または長期加入者※<sup>2</sup>の特例措置対象者が短時間労働者として被保険者になると年金の定額部分（加給年金額が加算されているときは、加給年金額を含みます。以下同じ。）が全額支給停止となります。

※ 1 障害の状態（障害厚生年金の 1 級から 3 級に該当する障害の程度）にある方

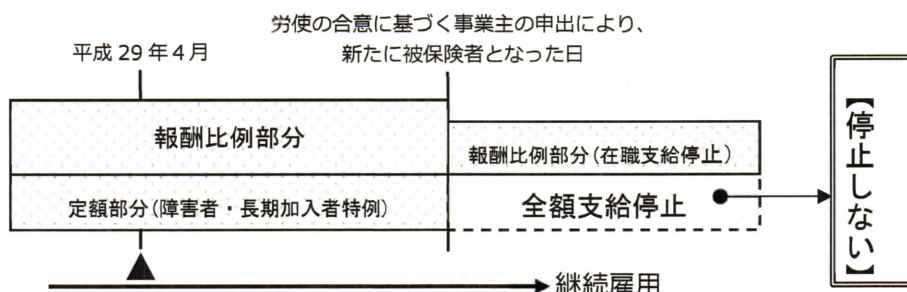
※ 2 厚生年金保険の被保険者期間が 44 年以上ある方など

- 今般、この定額部分の全額支給停止の措置について、

- ①平成 29 年 3 月 31 日以前から障害者または長期加入者の特例措置該当の年金の受給権者で、
- ②平成 29 年 3 月 31 日以前から引き続き同一の事業所に短時間労働者として働いている方が、
- ③勤め先の会社において労使の合意（働いている方々の 2 分の 1 以上と事業主が社会保険に加入することについて合意すること）に基づく申出※<sup>3</sup>が行われ、被保険者になった

※ 3 ただし、平成 30 年 4 月 30 日までに申出を受理した場合に限ります。

場合に、被保険者の資格を喪失するまでの間、定額部分の支給停止を行わないこととする経過措置が設けられます。



#### ※ 4 【地方公共団体にお勤めの方】

地方公共団体に属する事業所（被保険者数が常時 500 人以下の事業所に限ります。）で短時間労働者として働いている方についても、上記①および②に該当し、平成 29 年 4 月 1 日に被保険者になった場合には、同様の経過措置が設けられます。

- 経過措置の対象となる方が、所定の届書に必要な事項を記載のうえ、お近くの年金事務所へご提出いただくことで、定額部分の支給停止が解除されます。

※なお、平成 28 年 9 月 30 日以前から、厚生年金保険の被保険者数が常時 501 人以上の企業に短時間労働者として働いており、平成 28 年 10 月 1 日に被保険者の資格を取得した方は、既に、平成 28 年 10 月に設けられた経過措置の対象となっております。